

令和5年12月1日  
こども家庭庁

**令和5年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募を開始します  
～ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集～**

こども家庭庁では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募を12月1日から開始します。

子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業は困難な状況にあります。

このような状況から、この表彰を通して、雇用する企業側に働きかけることで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備などの取組を促進すると同時に、ひとり親家庭の親の就業促進に向けた社会的機運を高めることを目的として、この表彰を実施します。なお、受賞企業・団体の発表は令和6年3月の予定です。

**【募集概要】**（詳細は次ページまたは別紙参照）

**1 募集内容**

ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる下記（1）、（2）の企業や団体を表彰します。

- （1）ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
- （2）母子・父子福祉団体等などに相当額の事業の発注を行っている企業・団体

**2 募集期間**

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

**3 応募方法**

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係宛てにメールまたは郵送（当日消印有効）

**4 発表など**

令和6年3月にこども家庭庁ホームページで発表予定

## 5 お問い合わせ先

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係

住所：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

電話：03-6859-0186

### 【詳細】

#### 1 募集対象

以下の（1）または（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

##### （1）ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体

- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
- ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
- ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
- ④重大悪質な法令違反がないことおよび社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

##### （2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体

- ①母子・父子福祉団体等またはひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
- ②重大悪質な法令違反がないことおよび社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

#### 2 募集期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

#### 3 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係宛てにメールまたは郵送（当日消印有効）してください。

メールアドレス：kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp

郵送先住所：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

#### 4 応募用紙【公募用】

こども家庭庁ホームページより、ダウンロードしてお使いください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kigyohyosho/>

## 5 お問い合わせ先

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係

住所：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

電話：03-6859-0186

### 【別紙】

令和5年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」実施要領

連絡先

こども家庭庁支援局家庭福祉課就業支援係

TEL 03-6859-0186